14　利　　子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

15　償　還　期　限　（別表のとおり）
16　償　還　金　額　額面金額100円につき100円
17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和７年８月21日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18　元利金支払場所　日本銀行
19　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日　令和７年８月22日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第360回）	0.1％	令和12年９月20日	44,500,000,000円
利付国庫債券（10年）（第361回）	0.1％	令和12年12月20日	85,300,000,000円
利付国庫債券（10年）（第371回）	0.4％	令和15年６月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第376回）	0.9％	令和16年９月20日	3,100,000,000円
利付国庫債券（10年）（第378回）	1.4％	令和17年３月20日	31,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第121回）	1.9％	令和12年９月20日	124,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第122回）	1.8％	令和12年９月20日	14,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第124回）	2.0％	令和12年12月20日	3,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第126回）	2.0％	令和13年３月20日	6,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第128回）	1.9％	令和13年６月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8％	令和13年６月20日	14,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第130回）	1.8％	令和13年９月20日	6,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第131回）	1.7％	令和13年９月20日	21,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7％	令和13年12月20日	72,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第133回）	1.8％	令和13年12月20日	2,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第134回）	1.8％	令和14年３月20日	18,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第135回）	1.7％	令和14年３月20日	45,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第136回）	1.6％	令和14年３月20日	3,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第137回）	1.7％	令和14年６月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第139回）	1.6％	令和14年６月20日	13,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第140回）	1.7％	令和14年９月20日	600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第141回）	1.7％	令和14年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第142回）	1.8％	令和14年12月20日	3,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第143回）	1.6％	令和15年３月20日	16,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第153回）	1.3％	令和17年６月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第164回）	0.5％	令和20年３月20日	15,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第168回）	0.4％	令和21年３月20日	3,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第169回）	0.3％	令和21年６月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第170回）	0.3％	令和21年９月20日	11,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第171回）	0.3％	令和21年12月20日	2,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第172回）	0.4％	令和22年３月20日	800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第174回）	0.4％	令和22年９月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第６回）	2.4％	令和13年11月20日	15,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第31回）	2.2％	令和21年９月20日	2,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第33回）	2.0％	令和22年９月20日	42,000,000,000円

○財務省告示第二百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年八月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号　利付国庫債券（20年）（第182回、第191回及び第192回）、利付国庫債券（30年）（第34回、第35回、第36回、第39回、第40回、第43回、第44回、第45回、第48回、第49回、第50回、第51回、第52回、第55回、第56回、第60回、第61回、第72回、第79回及び第82回）及び利付国庫債券（40年）（第１回、第２回、第４回、第５回、第６回、第７回、第８回、第９回、第10回、第11回、第14回及び第17回）
2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法　利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額　額面金額で349,200,000,000円
　内訳（別表のとおり）
7　払込金額　278,459,662,000円
8　最低額面金額　50,000円
9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。